

2001年1月19日  
公正貿易センター

## 対日アンチダンピング情報

—公正貿易センター・レポート資料—  
(第91号2000年12月度)

当センターが、各国官報等により把握致しました2000年12月中の主要国の対日アンチダンピング(A D)措置に関する情報を取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

(お問い合わせ先：TEL03-3591-4550)

### I 主なトピックス

#### 《A Dオリジナル調査関連》

##### 1. 米国(速報)

2001年1月10日、米国商務省は、ステンレス山形鋼のA D価格調査についてダンピングありとする仮決定を下した。主な日本の鉄鋼メーカー3社のダンピング・マージンは、いずれも114.51%と高いマージンが認定された。

2001年1月10日、米国鋼管ミル3社は、大径溶接ラインパイプに対するA D申請をおこなった。申請から20日以内に商務省の調査開始又は不開始の決定がなされる予定である。

溶接ラインパイプは16インチ以下の製品がセーフガード措置の適用を受けているが、今回は16インチ超の製品がA D措置の対象となっている。

本件の商務省調査が開始されれば、1997年8月の「ステンレス線材」からはじまった一連の日本製鉄鋼製品に関するA D調査案件として14件目となる。

##### 2. その他

中国は、12月18日、対日としては初めてのA D調査案件であるステンレス冷延鋼板に対して、A D税を賦課するとの最終決定を下した。

アルゼンチンは、日本製溶接鋼管(12/15)及び後発性セレクトティブ除草剤“Quizalofop-p-etil”(12/22)に対しA D調査を開始した。

台湾のセメント業界は、日本製セメントに対して、12月末にA D申請を行った模様である。

#### 《米国のサンセット見直し関連》

表面処理鋼板は、A D税賦課命令が2000年12月15日から5年間継続することとなった。

## II 官報によって入手した主要4ヶ国の対日AD案件

### 1. 米国(Federal Register)

Vol. 65, No. 232 ~ No. 251 (2000.12.1. ~ 2000.12.29.)

#### (1) オリジナル調査:

対象案件なし

#### (2) サンセット見直し:

ITC: サンセット見直し(1999年9月開始分)フルレビュー最終結果(損害の継続または再発のおそれあり)の公告

65 FR 75301 (2000.12.1.), Issued:2000.11.27.

・ 表面処理鋼板

[ I T C : 731-TA-617 Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products ]

商務省: サンセット見直し(1999年9月開始分)結果(ダンピング及び損害の継続または再発のおそれあり)に基づくAD税賦課命令継続決定の公告

(2000年12月15日から5年間継続)

65 FR 78469 (2000.12.15.), Effective Date:2000.12.15.

・ 表面処理鋼板

[ 商務省 : A-588-826 Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products ]

ITC: サンセット見直し(1999年12月開始分)フルレビューのスケジュール変更の公告

65 FR 75302 (2000.12.1.), Effective Date:2000.11.27.

・ 電磁鋼板

[ I T C : 731-TA-660 Grain-Oriented Silicon Electrical Steel ]

#### (3) その他:

商務省: AD行政見直し申請機会の公告

65 FR 79802 (2000.12.20.), Dated:2000.12.13.

・ スモール・ビジネス・テレホン・システム

(見直し対象期間:1999.12.1.~1999.12.31.)

[ 商務省 : A-588-809 Small Business Telephone Systems and Subassemblies ]

・ 自動車電話(見直し対象期間:1999.12.1.~1999.12.31.)

[ 商務省 : A-588-405 Cellular Mobile Telephones and Subassemblies ]

・ 製図機(見直し対象期間:1999.12.1.~2000.11.30.)

[ 商務省 : A-588-811 Drafting Machines and Parts Thereof ]

・ ポリクロロブレンラバー(見直し対象期間:1999.12.1.~2000.11.30.)

[ 商務省 : A-588-046 Polychloroprene Rubber ]

・ コンクリート補強用銅より線(見直し対象期間:1999.12.1.~2000.11.30.)

[ 商務省 : A-588-068 P.C. Steel Wire Strand ]

商務省：事情変更による A D 税賦課命令の見直し開始及び仮結果、並びに賦課命令一部撤回の意図の公告

65 FR 77564 (2000.12.12.) , Effective Date: 2000.12.12.

・ 表面処理鋼板

[ 商務省 : A-588-824 Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products ]

商務省：A D 行政見直し取消の公告

( 見直し対象期間 : 1999.8.1. ~ 2000.7.31. )

65 FR 79342 (2000.12.19.) , Effective Date: 2000.12.19.

・ 表面処理鋼板

[ 商務省 : A-588-824 Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products ]

商務省：事情変更による A D 税賦課命令見直し最終結果、並びに賦課命令の一部撤回決定の公告

65 FR 77578 (2000.12.12.) , Effective Date: 2000.12.12.

・ ステンレス薄板

[ 商務省 : A-588-845 Stainless Steel Sheet and Strip in Coils ]

商務省：裁判所（国際貿易裁判所及び連邦巡回区控訴裁判所）の最終決定、並びに本決定に基づき A D 行政見直しの最終結果を修正する旨の公告

( 見直し対象期間 : 1992.5.21. ~ 1993.4.30. )

65 FR 82323 (2000.12.28.) , Effective Date : 2000.12.28.

・ アンチフリクション・ベアリング

[ 商務省 : A-588-804 Antifriction Bearings ]

## 2. EU (Official Journal)

OJ Vol.43 No.L302 ~ L336 (2000.12.1. ~ 2000.12.30.)

OJ Vol.43 No.C341 ~ C380 (2000.12.1. ~ 2000.12.30.)

( 1 ) オリジナル調査：対象案件なし

( 2 ) 措置失効：対象案件なし

( 3 ) その他：

・ 放送用テレビ・カメラ・システム：確定 A D 税賦課規則 (Regulation(EC) No2042/2000) の「Annex」\*を修正する旨の公告

[Television Camera Systems]

Council Regulation (EC) No 2676/2000 of 4 December 2000,

OJ No.L308/1(2000.12.8.)

\* Annex は、確定 AD 税賦課から除外される製品のリストを掲載している。EU 理事会は、新型製品を除外品目リストに加えるべきとの日本企業の要請に基づいて調査を実施し、当該新型製品を除外品目リストに加えると認定した。

## 3. カナダ(Canada Gazette)

12月分未着であるが、カナダ当局のホームページ上で確認したところ対象案件はない。

#### 4. 豪州 (Australian Customs Service)

No.00/46 ~ No.00/50(2000.12.1. ~ 2000.12.29.)

( 1 ) オリジナル調査：対象案件なし

( 2 ) その他：

- ・ 「過渡期にある経済国に係る価格統制状況」に関するガイドラインの公告  
(このガイドラインは、定められた基準に適合する場合に、市場経済国への過渡期にある国の生産者及び輸出者は、当該産品が価格統制されていないことを要請する機会が与えられるとする手続きに関するもの。)

ACDN No.2000/60(2000.12.22.) Dated : 2000.12.7.

### Ⅲ その他の国の対日アンチ・ダンピング関連情報(当センターにおいて入手した措置のみ)

( 1 ) 中国

12月18日、中国の対外貿易経済合作部はステンレス冷延鋼板に対するAD税賦課を最終決定した。(措置継続期間：2000年4月13日(暫定措置日)から5年間。)

( 2 ) アルゼンチン

12月15日付けで、アルゼンチン経済省商工庁は、日本から輸入される溶接鋼管に対してAD調査を開始した。

12月22日付けで、アルゼンチン経済省商工庁は、日本から輸入される後発性セレクティブ除草剤(Quizalofop-p-etil)に対してダンピング調査を開始した。

( 3 ) 台湾

台湾のセメント業界は、12月末に日本製セメントに対してAD申請行った模様。

以上